

## 質問書に対する回答書

令和7年9月4日

中央広域環境施設組合

中央広域環境センターごみピット清掃等業務について、次のとおり回答します。

- 1 業 務 名 中央広域環境センターごみピット清掃等業務  
 2 業 務 箇 所 徳島県阿波市吉野町西条字藤原70番地1 中央広域環境センター

### 質問に対する回答

No.	図書名	質問事項	頁	対応部分				質問内容	回答内容
1	中央広域環境センターごみピット清掃等業務仕様書	共通事項	12	第3章	1.	(1)		作業員は月～金曜日の8:30～16:30及び土曜日の午前中にごみピットからの出入りは可能ですか。	作業員が月～金曜日の8:30～16:30及び土曜日の午前中にごみピットから出入りすることについて、本施設のプラットホームで行っているごみの積替に支障をきたさない場合は可とします。
2	中央広域環境センターごみピット清掃等業務仕様書	廃棄物について	19	第3章	5.			ごみピット内に投入されているゴミは一般廃棄物と認識しますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によりますと行政以外での処分・運搬は出来ないので発注者側の所掌範囲とさせていただきます。	仕様書のとおり、「本業務に伴い発生した特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物として適切に処分」するよう計画してください。
3	06_金抜き設計書							当該廃棄物の処理をする際に再度分析が必要になります。その分析費用は見積に計上してもよろしいでしょうか。	分析費用を計上してください。
4	06_金抜き設計書							産業廃棄物の運搬費及び処理費の備考に特別管理産業廃棄物含む。とありますが、該当する廃棄物とその超過した数値をご教示ください。	過去に分析を行ったのは、添付資料2のごみピット汚水のみです。 なお、備考の「特別管理産業廃棄物を含む。」は、項目の「産業廃棄物の運搬費及び処分費」に対する補足説明です。本業務にて分析を行い、特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物として適切に処分するよう計画してください。 また、仕様書のとおり実費精算を行う対象物については、次のとおり想定しています。 【ごみピット残留物】 130t、産業廃棄物 【ごみピット汚水槽残留物】 30t、特別管理産業廃棄物（汚泥） 【高圧洗浄に伴う発生汚水】 130t、特別管理産業廃棄物（廃アルカリ）
5	05_仕様書_添付資料2_過去のごみピット汚水の分析結果（参考）							分析対象が廃アルカリとありますが、当該廃棄物を処理する場合、廃アルカリの品目での指定処分となりますでしょうか。	添付資料2は参考値であり、廃アルカリに指定するものではありません。本業務にて分析を行い、適切に処分するよう計画してください。